

## 総務委員長報告

令和4年11月定例会（12月16日）

総務委員長報告をいたします。

今定例会において総務委員会に付託されました議案のうち、既に12月7日に報告いたしましたものを除く議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「島根県県税条例の一部を改正する条例」など条例案4件、「当せん金付証票の発売について」など一般事件案4件、「令和4年度島根県一般会計補正予算（第6号）」など予算案2件、「緊急事態に関する建設的な議論を求める意見書」の議員提出議案1件であります。

これらの議案について、知事提出議案については執行部に説明を求め、議員提出議案とともに、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

第120号議案「令和4年度島根県一般会計補正予算（第6号）」のうち、地域振興部所管分についてであります。

「公共交通特別支援事業」について、委員から、タクシー会社はコロナの影響もあり経営が厳しい中、あらゆるコスト高によって経営そのものが危機に陥っている。タクシー会社への燃料費高騰対策として支援が始まったところだが、地域によってはバス同様に主要な交通手段であるので、タクシー会社が存続できるよう経営支援についても検討してほしいとの意見があり、執行部からは、タクシーは公共交通の重要な柱の一つであると認識しているので、タクシー業界の実態を把握したうえで対策を考えていきたいとの回答がありました。

また、「貨物自動車運送事業者に対する燃料費高騰緊急支援事業」について、委員から、この事業は島根県トラック協会を通じて支援する仕組みになっているが、非会員である事業者にも制度が伝わるよう周知を徹底してほしいとの意見があり、執行部からは、同協会だけでなく島根県からも周知して、支援が行き届くようにしていきたいとの回答がありました。

次に、請願の審査結果について報告いたします。

このたび新規に提出された請願第48号は、島根県議会において平成25年6月

26日付で決議された「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める意見書」を無効とする決議を求めるもので、令和4年5月定例会及び令和4年9月定例会において審査し、「不採択」とした請願と同趣旨のものであります。

委員からは、日本軍慰安婦問題について、日本政府は河野談話の見直しなどを考えていないとのことである。また、島根県議会の意見書は、女性の人権、人間の尊厳にかかる問題として、河野談話に基づく我が国の誠意ある対応を求めて決議したものであることから、河野談話が踏襲される以上は、無効とする必要はないので、本請願は不採択とすべきであるとの意見がありました。

また、別の委員からは、慰安婦問題は国際的には、日本軍が関与したのものとして認識されているが、国際社会がそういった認識を改めるよう政府は努力する必要があると考える。こうしたことから請願の趣旨に賛成であるとの意見がありました。最終的には挙手採決の結果、賛成少数により「不採択」とすべきとの審査結果でありました。

なお、継続審査中の請願については、いずれも現状に大きな変化がなく、結論に至る状況にないことから、引き続き「継続審査」とすべきとの審査結果でありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、政策企画局所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「令和4年度島根県政世論調査について」では、委員から、「人のつながりや人のぬくもりに関する感じ方」の調査項目が、他県でも実施されているかを把握し、その結果を比較することができれば、調査結果をより有効活用できるのではとの意見があり、執行部からは、他県における実施状況を確認するとの回答がありました。

次に、警察本部所管事項についてであります。

委員から、警察職員の不祥事における説明の際には、知事部局や教育委員会とのバランスを考え、県民感情を考慮した丁寧な説明をして信頼回復に努めてほしいとの意見がありました。

最後に、本委員会では昨年度から「安全安心な暮らしを守る防災・減災・防犯対策の取組」をテーマに、現地調査を含め調査活動を行ってまいりました。その結果を報告いたします。

島根県では、近年、平成30年4月の県西部を震源とした地震、令和2年7月及び令和3年7月・8月の豪雨災害や令和3年4月の松江市島根町加賀地内で発生した大規模火災など様々な災害が発生し、県内各地に大きな被害がもたらされました。

防犯という観点では、子どもや女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声かけ・つきまとい等の事案が高い水準で推移しています。また、特殊詐欺の手口は多様化・巧妙化してきており、その被害は後を絶たない状況です。

こうした状況の下、災害への備えや犯罪被害を未然に防ぐ対策の強化が必要であり、新たな知見を活かした防災対策、自主防災組織の体制構築や自主防犯活動の活性化など、関係自治体、関係機関や地域住民と連携した防災・防犯対策の取組が重要となってきました。

そこで本委員会では、本県における防災力の向上・犯罪抑止対策の強化に資することができるよう、県内外における防災・防犯対策の取組状況、地域連携体制の状況や課題等について調査を実施したところであります。

まず、住民主体の地域防災力向上に向けた取組についてであります。

隠岐の島町では西郷中町町内会連合会碧帽防災会が、江津市では川戸地域コミュニティ協議会が、京都市では今熊野学区自主防災組織が、災害等に少しでも早く対処し、被害を最小限に抑えることができるよう住民が主体となった自主的な防災研修会や避難訓練等に取り組みされており、こうした活動が参加した住民の「つながりづくり」にも役立っているとのことでした。

また、江津市や京都市では、地域で行われる防災に関する学習会や防災訓練あるいは自主防災活動などの取組に対する助成制度を設けておられました。

そして、岡山市では、平成14年からインターネットを使って地域の情報を広く発信する「電子町内会」の取組を推進されていきました。

次に、災害時における関係機関との連携及び広域連携の取組についてであります。

従来から自衛隊及び海上保安庁には、大規模災害時の救助・救援活動に多大なる支援をいただいているところです。近いところでは、平成30年4月の島根県地震時の大田市内における給水活動、令和3年の大雨災害時の出雲市内における道路啓開では陸上自衛隊出雲駐屯地の皆様の多大なご尽力をいただきました。さらに、令和3年8月の台風9号では第八管区海上保安本部及び隠岐海上保安署から巡視船艇や航空機による被害調査等のご協力をいただきました。

県の防災航空管理所では、各消防本部からの要請に基づき、防災ヘリコプターでの救助、消火、救急搬送などの緊急運航を行っており、夜間も隠岐や県西部の一部地域を対象に救急搬送を実施しています。また、鳥取県や中国各県との消防防災ヘリコプターに係る相互応援協定に基づき、各県の消防防災ヘリコプターが出動できない場合は、他県が互いに応援しています。

次に、防犯活動の取組についてであります。

浜田警察署では、平成21年の県立大学生が被害者となる事件を受け、大学に向かう市道を「安全安心ロード」に指定してガードレールへ反射シートを設置したり、ボランティア団体や学生の防犯サークルとともに継続的な防犯パトロール等を実施されています。

益田警察署では、学校や関係団体等と連携した「益田市ながら見守りネットワーク」による通学路の安全確保に取り組まれていました。

隠岐の島警察署では、防犯カメラの設置による防犯環境の整備、ドローンを活用した行方不明者捜索や災害発生時の情報収集活動に取り組まれていました。

兵庫県では、知事が「地域安全まちづくり推進員」を委嘱し、地域が主体となった防犯活動に取り組まれていました。また、防犯カメラが事件捜査の一助になった実績があり、防犯カメラが地域防犯に対して高い有効性を持つという認識が広がっていることから、兵庫県では、まちづくり防犯グループ等の地域団体が自主的に防犯カメラを設置する取組について補助制度を設けておられました。

次に、特殊詐欺被害防止対策の取組についてであります。

隠岐の島警察署では、被害防止啓発チラシの発行・配布、ATM設置場所にのぼり旗を設置する等、金融機関と連携した取組や防災無線を活用した広報などを行っておられました。

また、尼崎市では、複雑化・巧妙化する特殊詐欺の撲滅に向けて、令和4年3月に、学校法人東洋大学、富士通株式会社とともに、AIと犯罪心理学を組み合わせた共同研究を開始されています。共同研究では、詐欺電話を受けた際に、人間の血流や脈拍等により心理状態を推定してリスクを可視化するための実証実験等や還付金詐欺等の特殊詐欺を高精度に検知し、未然に防止する特殊詐欺推定AIモデルの構築などに取り組まれています。今後、研究結果を被害防止対策の具体的な取組につなげていきたいとのことでありました。

以上の調査結果を踏まえ、島根県の防災力の向上・犯罪抑止対策の強化につながる今後の方策について、本委員会として、次の5点を要望します。

- ①幅広く県民を対象とした防災安全講演会や専門的な知識や技能を習得していただく自主防災組織リーダー研修、防災士養成研修等の実施などを通じて、より一層、県民の防災意識の向上、自主防災組織の普及促進を図ること。また、市町村や防災関係機関・団体等とのさらなる連携強化を図り、迅速・的確な初動体制を構築すること。

- ②災害対応にあたっては、防災ヘリの活用、自衛隊及び海上保安庁への支援要請を通じて、迅速な被害状況の把握、救助活動等に努めること。なお、こうした救助活動等にあたっては災害対策用ドローンの活用は非常に有用であることから、ドローンの整備やドローンオペレーターの育成等について積極的に取り組むこと。
- ③広域的な大規模災害の発生に備えた中国各県等との広域相互支援体制が重要であり、中国各県や防災関係機関等との共同訓練を通じて連携をより一層深め、広域相互支援体制の強化を図っていくこと。また、災害発生時には想定していた避難ルートが通行困難になる等、不測の事態が起こることが懸念されるため、様々なケースを想定した訓練を重ねること。
- ④防犯について、警察による啓発や取り締まりとともに、住民や事業者による「ながら見守り」や大学サークルなどの防犯ボランティア等の取組が犯罪抑止に有効であると考えられる。したがって、こうしたボランティア団体、事業所等に対して継続的な支援や働きかけを行うこと。また、犯罪抑止や事件解決に向けて、街頭防犯カメラの設置は大変有効であることから、防犯カメラ設置について、県としての関与を検討すること。
- ⑤特殊詐欺被害防止対策として、引き続き金融機関やコンビニエンスストア等の商業施設等と連携した水際阻止活動を推進するとともに、最新の犯罪手口等を県民に周知するなどの広報啓発を様々な機会を通して実施すること。また、AI活用など最新の研究結果を注視し、参考になる取組があれば、導入に向けた検討を行うこと。

以上が、本委員会の調査テーマに関する調査結果の報告であります。

さて、最後になりますが、安全安心な暮らしを守ることは、住み続けることができる島根であるための基本要件の一つであります。そして、自助・共助・公助のバランスの上に、島根創生が掲げる「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根をつくっていく」ためには、官民パートナーシップによる防災・減災・防犯の意識・機運の醸成が不可欠であります。

今後も引き続き、防災力の向上・犯罪抑止対策の強化に向けて議論を続けていただくことを希望いたします。

以上、総務委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。